

【参加者の皆様へ】
表示名変更のお願い

※新潟大学生の皆様

表示名を「所属学部又は研究科名（学年）_氏名」としてください。

◎学年の表記

学部生	(例)	4年生	→	B4
修士又は博士前期課程	(例)	1年生	→	M1
博士（後期）課程	(例)	2年生	→	D2

※教職員、学外の皆様

表示名を「ご所属_氏名」としてください。

- ・ご質問はチャット（全体送信）にご入力ください。
- ・メールでのお問い合わせも受け付けています。



令和8年度採用・令和8年度補充採用 次世代プロジェクト

—未来社会を牽引するグローバルな総合知を備えた
フロントランナー育成プロジェクト—

募集説明会

2026(令和8)年1月7日(水) 12:00~13:00
於オンライン(Zoom)



次世代プロジェクト 支援制度について

- ・科学技術振興機構（JST）において、
SPRING事業の支援制度に関する見直しが行われ、
今回の募集で選考する学生から、支援内容が一部変更になります。

＜変更内容は、以下のとおり＞

- ・**留学生には生活費相当額を支給しません。**
(2026（令和8）年4月から1年間のみ生活費相当額の支給が認められる場合があります)

- ・**研究費のみ支給する社会人等枠を新設しました。**
(今回募集するうち、申請区分【1】申請要件〈2〉が該当)

<https://www.jst.go.jp/report/2025/250709.html>



詳細につきましては、以降のスライド及び下記ページをご覧ください。

- ・PhDリクルート室 次世代プロジェクト募集要項・Q&A掲載ページ

<https://www.phd.niigata-u.ac.jp/student/fellowship/shinzisedaipj/application-guidelines/>

(1) 本学における博士支援体制について

(2) 次世代プロジェクトについて

- ・新潟大学でこれから育成する博士人材像
- ・申請要件・採用予定者数、支援期間、申請条件
- ・概要（キャリアコンテンツ等）、支援内容
- ・各ユニット、ポイント制について

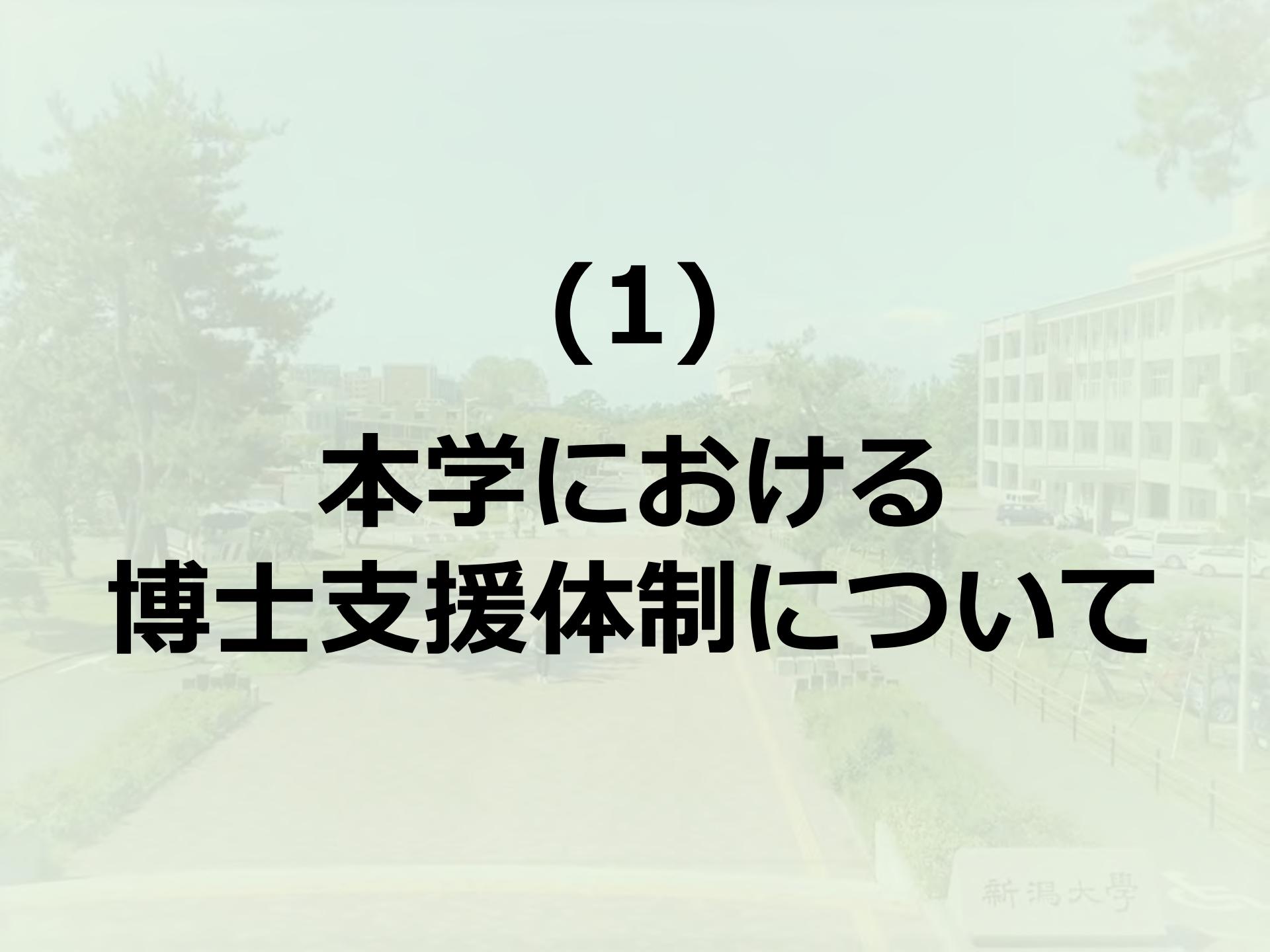
(3) PhDリクルート室・PhDリサーチサポート室について

(4) 学生募集について：募集要項・申請書類の説明

(5) 今後の予定等

(6) 質疑応答

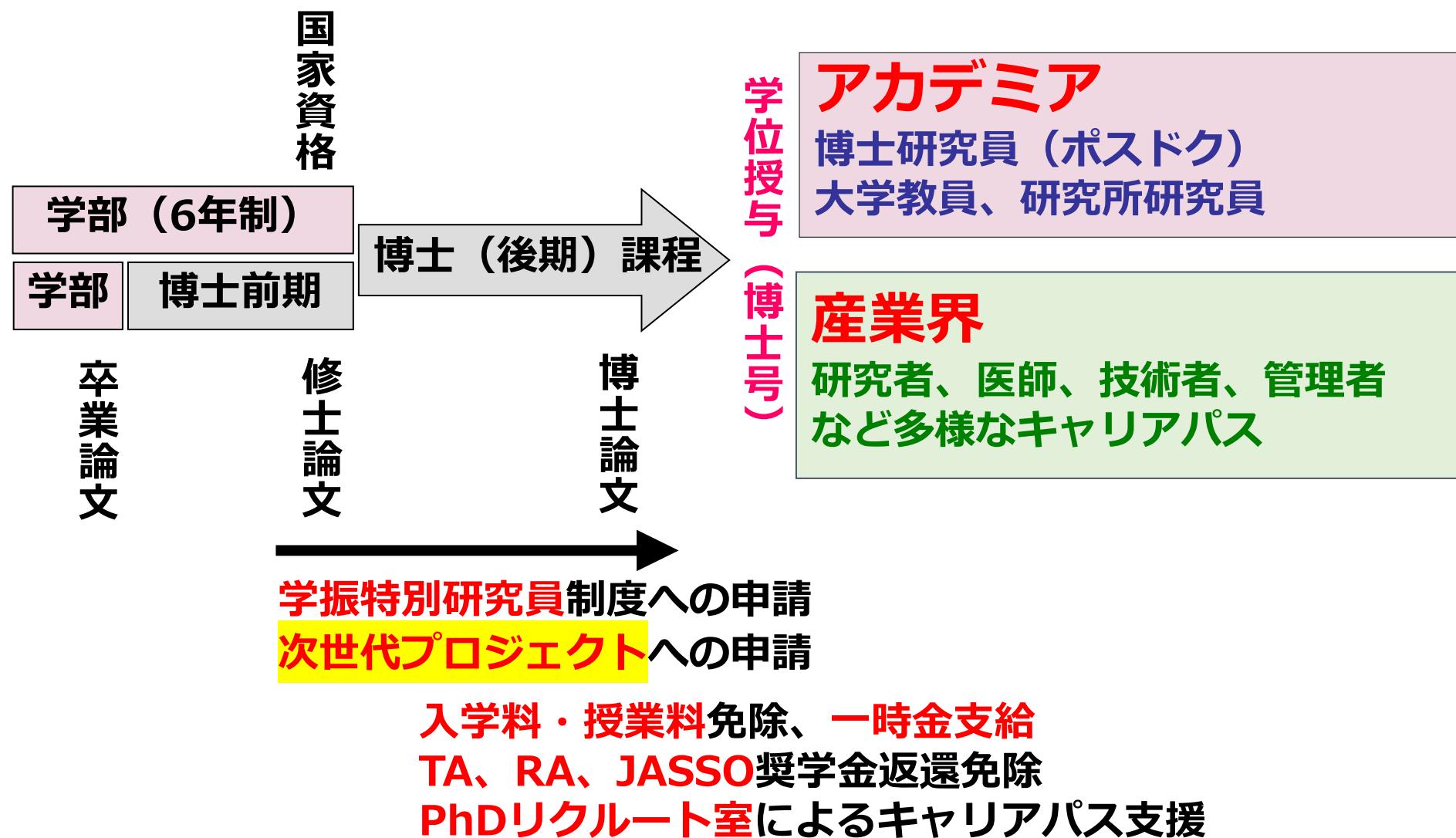




(1)

本学における 博士支援体制について

博士（後期）課程の流れ



アカデミアリクルート

博士離れの主な要因

- 経済的な不安
- 就職に関する不安
- 孤立しがちな立場

魅力的なプログラム

安心・充実した博士生活のための対策

- 優秀な学生への経済支援→経済的な余裕
- キャリアパス構築支援→明確な進路像
- 専属メンターの配置→相談できる環境

社会での活躍

多様なキャリアパス

- 産業界への就職
- アカデミアポスト獲得
- イノベーション創出起業

マッチングイベント等によるキャリアパス支援 (PhDリクルート室)



メンター制度による研究環境支援 (PhDリサーチサポート室)



博士課程進学へのモチベーション
(カスタマージャーニーマップ分析による)



■次世代研究者挑戦的研究プログラム

■早期支援

就職活動

進学キャンペーン

学部生

修士院生

PhDリクルート室によるキャリアパス支援

PhDリサーチサポート室による研究環境支援

B1	B2	B3	B4	M1	M2	D1	D2	D3	D4
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

新潟大学における博士学生支援体制



理事[研究・大学院]
副学長

田吉 邦



副学長[大学院]
PhDリクルート室長

本田 明治

メンター教員

- 現代社会文化研究科



伊藤 龍史



- 自然科学研究科



関島 恒夫 豊田 光世 中馬 吉郎 安田 浩保

- 保健学研究科
- 医歯学総合研究科



斎藤 あや



井上 誠

PhD リサーチサポート室



村山 敏夫



石田 悠貴



PhDリクルート室

phdrecruit@gs.niigata-u.ac.jp

本田 明治



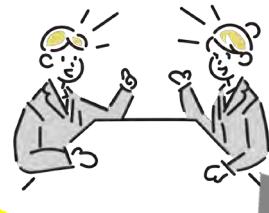
博士(後期)課程学生



採択



相談



研究費支給
生活費相当額支給
コンテンツ提供



UA室



UA室



UA室



UA室



院生会



院生会



新大
院生会

次世代プロジェクト

事業統括



本田 明治

専門深化



寺尾 豊

創生 (クロスAI)



飯島 淳彦

キャリア



伊藤 洋子

学際研究



村山 敏夫



【制度や事務手続き】

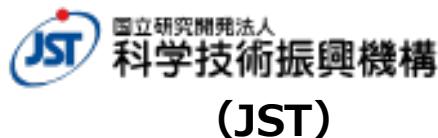
新潟大学次世代研究者挑戦的研究プログラム事務局
nu-jisedai@gs.niigata-u.ac.jp

(2)

新潟大学

次世代プロジェクト
について

2024 (R6) ~



令和6年度次世代研究者挑戦的研究プログラム (SPRING) ～博士後期課程学生の挑戦を支援する～



未来社会を牽引するグローバルな総合知を備えた
フロントランナー育成プロジェクト

実施
支援提供

参加
成果報告

支援学生



※ 中間評価の結果、経費の削減や中止の措置もあり得る。
(JST SPRING公募要領より)

<https://www.jst.go.jp/jisedai/spring/dl/application-guideline-2024SPRING.pdf>

JST 事業概要（HPより）

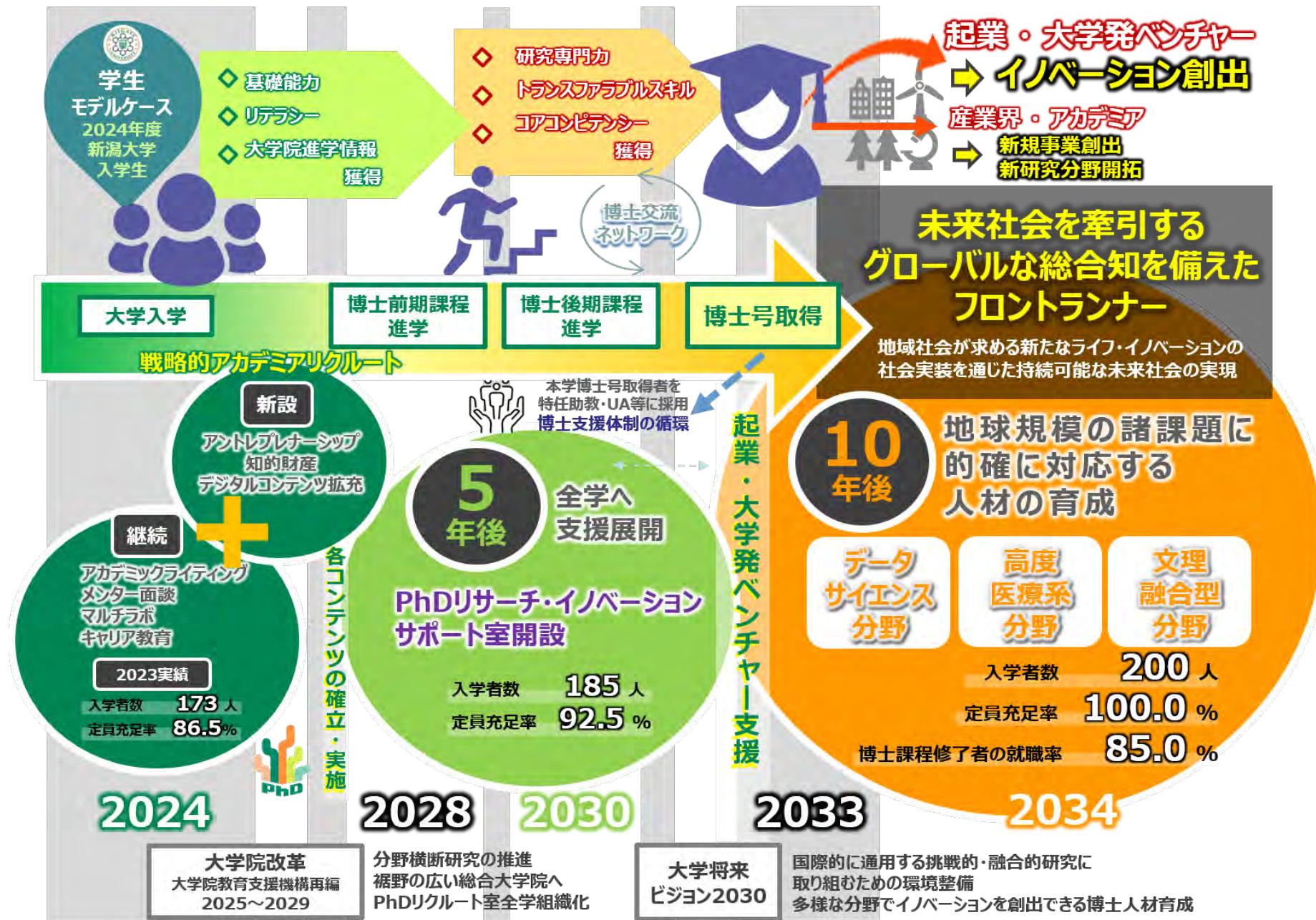
博士後期課程学生は、我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う存在ですが、近年、「博士課程に進学すると生活の経済的見通しが立たない」「博士課程修了後の就職が心配である」等の理由により、修士課程から博士後期課程への進学者数及び進学率がいずれも減少傾向にあるなど、危機的な状況が指摘されています。

すなわち、①我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生への経済的支援を強化し、②博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を進めることに、一刻の猶予もなくなりつつあります。また、このような現状に至る背景の1つとして、我が国の博士課程教育システム自身が、社会のニーズの変化を踏まえた戦略的な変革を十分に進められていないという構造的な課題があり、その結果、既存の枠組みを越えた挑戦的・融合的な研究も生まれにくくなっていることなども指摘されています。

本事業は、このような状況を打破するため、上記の①や②を一体として主体的に行う実力と意欲のある大学について、新たに大学の研究科や研究室など既存の枠組みを越えて優秀な博士後期課程学生の選抜等を行う事業統括を選定し、そのリーダーシップのもと、当該博士後期課程学生に対する様々な支援を実施・展開する大学の取組を国として支援するものです。

事業統括により選抜された優秀な博士後期課程学生は、所属元の変更などのポータビリティを担保した上で自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念し、あわせて当該博士後期課程学生に対しては、生活費相当額及び研究費の支給や、キャリア開発・育成コンテンツ（国際性の涵養、学際性の涵養、キャリア開発、トランスファラブルスキルの習得、インターンシップ等）をはじめとする様々な支援が提供されます。

新潟大学でこれから育成する博士人材像



採用区分	申請区分	申請要件（課程・年次等）	採用予定者数
令和8年度採用	[1]	<p>〈1〉2026（令和8）年4月に、下記の本学大学院博士課程・年次に入学し、在学する予定の者 ・医歯保健学研究科の博士（後期）課程・第1年次</p> <p>〈2〉2026（令和8）年4月に、下記のいずれかの本学大学院博士課程・年次に入学し、在学する予定の社会人学生等 ・現代社会文化研究科・自然科学研究科の博士後期課程・第1年次 ・医歯保健学研究科の博士（後期）課程・第1年次</p>	12名
令和8年度補充採用	[2]	2026（令和8）年4月に、下記の本学大学院博士課程・年次に在学する者 ・医歯学系の4年制の博士課程・第2年次	1名程度
	[3]	2026（令和8）年4月に、下記のいずれかの本学大学院博士課程・年次に在学する者 ・区分制の博士後期課程・第2年次 ・医歯学系の4年制の博士後期課程・第3年次	2名程度
	[4]	2026（令和8）年4月に、下記のいずれかの本学大学院博士課程・年次に在学する者 ・区分制の博士後期課程・第3年次 ・医歯学系の4年制の博士課程・第4年次	2名程度

※医歯保健学研究科の学生については、前回の学生募集において募集時期を延期していることから、一定の支援対象者数を確保するため、選考に当たってその点を考慮する場合がある。

支援期間

支援期間は、2026（令和8）年4月以降から、申請区分〔1〕においては最大3年間（4年制の場合は4年間）、申請区分〔2〕は最大3年間、申請区分〔3〕は最大2年間、申請区分〔4〕は最大1年間とする。いずれも、在学期間が3年間（4年制の場合は4年間）を越える場合、以降の期間は支援対象外とする。

出産・育児等のライフイベントを経た者については、個別の事情に応じ、支援期間の中断・延長等も可能とする。

1. 申請者は、JST SPRING事業及び新潟大学次世代プロジェクトの趣旨を理解し、優れた研究能力あるいは資質・意欲を有し、自由かつ柔軟な発想による挑戦的・融合的な研究に専念することを希望し、かつ上記の申請要件及び下記の条件を満たす者とする。

年齢制限、研究分野の指定は設けない。

2. 次に掲げる事項を全て遵守できる者とする。

- (1) **申請した研究計画を踏まえた研究活動に専念** すること。
- (2) **キャリア開発・育成コンテンツに参加** ※1 すること (社会人学生（申請区分【1】〈2〉の申請条件（2）～（4）に該当する者）を除く）。
- (3) **博士学生交流会** ※2 に参加すること。
- (4) 年度始めに **研究計画書**、年度末に **研究成果報告書** を提出すること。
- (5) **メンターによる面談** を定期的に受けること。
- (6) **Researchmapに登録し、業績を更新** すること、
及び修了後10年以上に渡って実施する
キャリアについての追跡調査を始め、各種調査に協力 すること。
- (7) **各種研究法令及び学内規程等を遵守し、研究インテグリティ（研究の健全性・公正性）の自律的な確保** ができること。

※1 選択ユニットにより必須となるキャリア開発・育成コンテンツは異なる（後述）。

※2 博士学生が大学横断的に交流を行う交流会。宿泊を伴う可能性もある。

○申請区分〔1〕の申請要件〈1〉及び申請区分〔2〕〔3〕〔4〕の場合 次に掲げる者を除く。

- (1) 生活費に係る十分な水準（240万円／年）の給付型の奨学金を得ている学生
- (2) 所属する大学や企業等から、生活費相当額として十分な水準 ※1 で、給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる学生
- (3) JST SPRING事業と同趣旨の、学生自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念するための国費による研究費等の支援を受ける者 ※2
- (4) 留学生で、国内外の機関・法人に役員・職員等として所属しながら大学院に籍を置く者（申請区分〔1〕の申請要件〈2〉の申請条件に当てはまれば、研究費の支援対象となる。）

※1 生活費相当額として十分な水準は、240万円／年を基準とする。

※2 例) ・独立行政法人日本学術振興会（JSPS）の特別研究員
・独立行政法人国際協力機構（JICA）から支援を受けるJICA留学生
・JST「日ASEAN科学技術・イノベーション協働連携事業（NEXUS）」の若手育成対象者

○申請区分 [1] の申請要件 <2> の場合 次のいずれかに該当する者。

(1) 生活費に係る十分な水準（240万円／年）の給付型の奨学金を得ている学生

(2) 生活費相当額として十分な水準 ※1 で、給与・役員報酬等の安定的・固定的収入を得ていると認められる者（いわゆる社会人学生）のうち、日本の法人格を有する会社法人、国家公務員、地方公務員、企業以外の法人（独立行政法人、財団法人／社団法人、医療法人、NPO法人等）の職員等

(3) 海外の機関・法人のみに所属し、かつその所属が海外の大学及び公的研究機関等非営利の機関・法人である者（収入の有無に関わらず）

(4) 日本政府から奨学金を得ている留学生（国費外国人留学生制度の対象学生）のうち、政府所属の者（収入の有無に関わらず）

ただし、JST SPRING事業と同趣旨の、学生自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念するための国費による研究費等の支援を受ける者は除く。※2

○海外の営利の機関・法人にのみ所属している留学生は、支援対象とならない。

※1 生活費相当額として十分な水準は、240万円／年を基準とする。

※2 例) ・独立行政法人日本学術振興会（JSPS）の特別研究員
・独立行政法人国際協力機構（JICA）から支援を受けるJICA留学生
・JST「日ASEAN科学技術・イノベーション協働連携事業（NEXUS）」の若手育成対象者

留学生の採用について

JST SPRING事業の公募要領に基づき、留学生においては、
**修了後の日本への定着及び日本の国際競争力向上への貢献を視野に入れ、
日本の科学技術・イノベーションに貢献するキャリアに進むことが求められる。**

また、多様な国・地域、特にASEAN諸国からの受入れを積極的に図ることが
JSTの公募要領にて求められているため、選考に当たってその点を考慮する場合がある。

※支援対象となる留学生

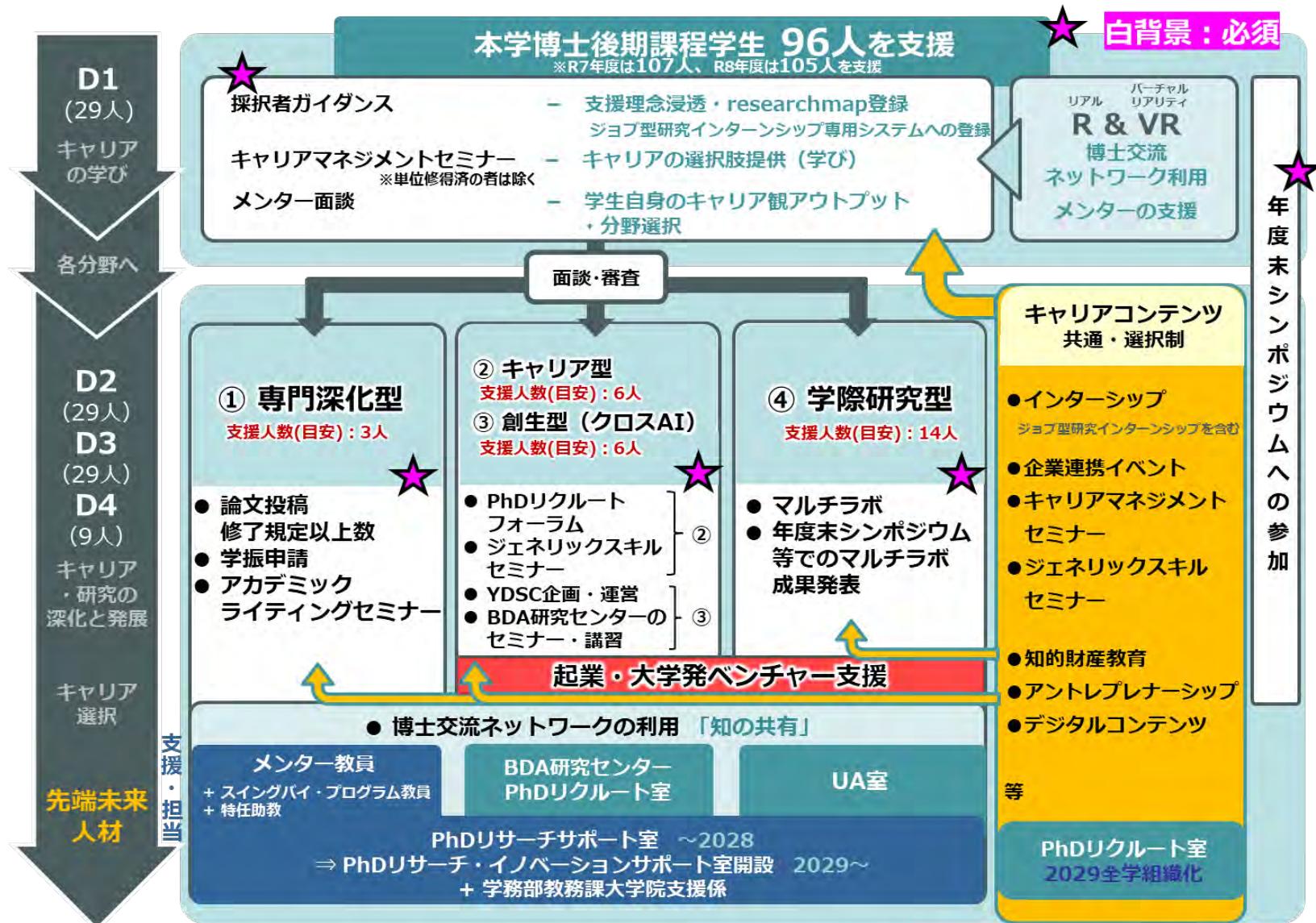
「留学」の在留資格をもって日本に滞在する者とする。

(別紙「研究奨励費 支援対象確認表」で対象の可否：×に当てはまるものも含む)

別紙「研究奨励費支援対象確認表」

区分	該当例	在留期間	対象の可否
①日本国籍有する者	日本人、日本に帰化した外国人	-	○
②特別永住者 (日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第3条)	入管特例法第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者	無制限	○
③永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等 (出入国管理及び難民認定法別表第2)	永住者 法務大臣から永住の許可を得た者 日本人の配偶者等 日本人の配偶者、子、特別養子 永住者の配偶者等 永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	無制限 5年、3年、1年又は6月 5年、3年、1年又は6月	○ ○ ○
④定住者 (出入国管理及び難民認定法別表第2)	一定範囲のインドシナ難民、一定範囲のベトナム難民、日系3世、定住者の配偶者、帰化した日本人・永住者・特別永住者・定住者の実子、中国残留邦人及びその子、日本人の実子を扶養する外国人親など 上記のうち将来永住する意思があると認められた者	5年、3年、1年又は6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年以内）	× ○
⑤家族滞在 (出入国管理及び難民認定法別表第1)	教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、文化活動又は留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける子など ①上記のうち、下記のいずれにも該当する者 ・国内で出生又は12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国した者 ・日本の小学校等から高校等までを卒業・修了した者 ・大学等の卒業・修了後も日本で就労して定着する意思があると認められた者 ②本邦における在留期間とその他の事情を総合的に勘案して①に掲げる者に準ずると認められた者	法務大臣が個々に指定する期間（5年以内）	× ○
⑥右記の在留資格により在留する者 (出入国管理及び難民認定法別表第一の一から五)	(1) 外交、公用、教授、芸術、宗教、報道 (2) 高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、企業内転勤、興行、技能、技能実習 (3) 文化活動、短期滞在 (4) 留学、研修 (5) 特定活動	区分の内容に応じて15日から5年の期間（高度専門職の一部は無制限）	×

次世代プロジェクト 概要図



キャリアコンテンツの取り組み状況の評価にあたってはポイント制を導入

支援内容

(1) 生活費相当額

- ・申請区分〔1〕〈1〉、〔2〕、〔3〕、〔4〕の申請要件・条件を満たす日本人学生には、月17.5万円を2か月毎に支給する。
- ・留学生には生活費相当額を支給しない（別紙「研究奨励費 支援対象確認表」参照）。
- ・ただし、申請区分〔1〕〈1〉、〔2〕、〔3〕、〔4〕の申請要件・条件を満たす私費外国人留学生で、選考審査において特に優秀と認められた者には、2026（令和8）年4月から1年間のみ生活費相当額の支給が認められる場合がある。
- ・申請区分〔1〕〈2〉の申請要件・条件を満たす社会人学生等には、生活費相当額は支給しない。

支援内容

(2) 研究費 各ユニットに以下を支給 (年額)

初年次 (共通メニュー時)	:	20万円
2年次以降 ①専門深化ユニット	:	20万円
②キャリア型ユニット	:	20万円
③創生型ユニット	:	30万円
④学際研究型ユニット	:	40万円

(3) メンターによる研究環境支援及びアカデミアまたは産業界へのキャリア形成に関する助言や提言

(4) PhDリクルート室によるジェネリックスキル獲得のためのセミナー等、キャリア開発・育成コンテンツの提供 (社会人学生 (申請区分 [1] 〈2〉 の申請条件 (2) ~ (4) に該当する者) を除く)

※ 本制度では、授業料の免除は支援内容に含まれません。

授業料の免除を希望する方は、新潟大学独自で実施する授業料免除および徴収猶予制度へ各自お申込みください。